

賛助会員のご入会について

1. 公益社団法人国際農業者交流協会（以下協会）の使命

協会は、国際的視野とたくましい実践力を有する農業青年の育成、農業者レベルの国際貢献及び国際交流を目的に昭和63年旧二団体が合併し設立、その後平成24年4月より公益法人制度改革に則り、公益社団法人国際農業者交流協会となりました。

近年グローバル化により、国際競争は激化し、農業分野においても国際的視野に立った農業経営、また国際的相互理解が不可欠となり、協会が実施している事業の重要性は益々高まっています。

一方公益法人制度改革に見られるように、「補助金による事業運営から寄付や会員からの支援等自主努力による事業運営」へと世の中の流れは変化しております。

そこで協会では、新たに導入された寄附金に対する税額控除制度を活用し、多くの志ある方々と共に事業を実施してゆきたく、ここに賛助会員への入会をご案内致します。

2. 賛助会員の定義

次のとおり定款で定められています。

第5条 協会の会員は、次の各号に掲げる者とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同し、入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員 協会が実施する事業を支援するために入会した団体又は個人
- (3) 名誉会員 総会の決議により特に推薦された者

3. 賛助会員になるということは

これからの農業・農村社会を担う人材育成と国際貢献及び国際交流を実施する本会事業をサポートする立場で事業達成のお手伝いをして頂きます。協会は本会機関誌や web サイトを用いてご協力頂いた方々の紹介、資金の状況、事業の成果等を広く広報します。

なお、賛助会費は税額控除の対象となりますので、詳細は最寄の税務署に照会下さい。

4. お申込み方法

別添入会申込書に必要事項をご記入頂き、返信用封筒にてご返送下さい。

5. 会費について

賛助会員は一口 5,000 円とし、お申込みは一口以上何口でも結構です。

納入方法は協会からの請求によって、口座振込みでの送金をお願いしています。

請求時期は、初年度のみ入会を確認後逐次させて頂きませんが、次年度以降は毎年 6 月頃となります。